

第47回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2011年11月29日(火) 10:30～12:00
2. 場 所 中央合同庁舎4号館 10階 1015会議室
3. 出 席 者 原子力委員会  
近藤委員長、鈴木委員長代理、秋庭委員、大庭委員、尾本委員  
文部科学省  
研究開発局原子力課 篠崎課長  
厚生労働省  
大臣官房国際課 高岡課長補佐  
経済産業省  
資源エネルギー庁 電力・ガス事業部原子力政策課 宮下課長補佐、高田  
係長  
原子力安全・保安院 企画調整課 福田課長補佐、  
原子力発電安全審査課 青木統括  
警察庁  
警備局警備課 大石課長  
内閣府  
中村参事官
4. 議 題
  - (1) 平成24年度原子力関係経費概算要求ヒアリング(警察庁、厚生労働省、文部科学省、  
経済産業省)
  - (2) 北陸電力株式会社志賀原子力発電所の原子炉の設置変更(1号及び2号原子炉施設の  
変更)について(諮問)(原子力安全・保安院)
  - (3) 近藤原子力委員会委員長の海外出張について
  - (4) 大庭原子力委員会委員の海外出張について
  - (5) その他

## 5. 配付資料

- (1-1) 原子力関係経費平成24年度概算要求ヒアリング（警視庁）
- (1-2) 原子力関係経費平成24年度概算要求ヒアリング（厚生労働省）
- (1-3) 平成24年度概算要求について
- (1-4) 経済産業省関連の平成24年度原子力関係予算概算要求の概要
- (2-1) 志賀原子力発電所原子炉設置変更許可申請（1号及び2号原子炉施設の変更）について（諮問）
- (2-2) 志賀原子力発電所原子炉設置変更許可申請（1号及び2号原子炉施設の変更）申請の概要について
- ( 3 ) 近藤原子力委員会委員長の海外出張について
- ( 4 ) 大庭原子力委員会委員の海外出張について

## 6. 審議事項

（近藤委員長）おはようございます。第47回の原子力委員会定例会議を開催いたします。

本日の議題は、1つが平成24年度原子力関係経費概算要求ヒアリングとして、警察庁、厚生労働省、文科省、経済産業省からお話を伺います。2つが北陸電力株式会社志賀原子力発電所の原子炉の設置変更について、諮問をいただきます。3つは私の海外出張、4つが大庭委員の海外出張、5つ、その他となっています。これでよろしゅうございますか。

それでは、最初の議題からよろしく。

（中村参事官）1番目の議題でございます。先週に引き続きまして、平成24年度の原子力関係経費につきまして、各省庁からお話をお伺いする予定でございます。

まず、警察庁からお願いをさせていただきます。警備局警備課、大石課長にご説明いただきます。よろしくお願いたします。

（大石課長）警察庁警備課長の大石でございます。それでは、お手元の資料第1-1号、警察庁の資料の裏側1枚でございますけれども、ご参照いただければと思います。

警察におきましては、米国同時多発テロ以降、ライフルや機関けん銃、サブマシンガン、あるいは耐弾・耐爆仕様の車両を保有している銃器対策部隊が、24時間365日原子力関連施設に常駐いたしまして、警戒警備の徹底を図っております。

他方で、今回の福島第一原子力発電所の事故によりまして、原子炉の安定的な冷却に不可

欠な枢要設備の脆弱性が露呈したということでございます。そこでテロの可能性が増加したり、あるいはテロの敢行が容易化したという認識を持っております。そこで、原子力関連施設において警戒警備に当たる銃器対策部隊の爆発物処理能力を強化する必要があります。

従来、原子炉建屋ということであればそんなに容易には破壊できないという認識でございましたが、今回の事故を踏まえると、やはり原子力関連施設の警戒警備に当たる銃器対策部隊につきましても、爆発物処理能力が必要であるという認識に立ちまして、下に簡単な絵が描いてございますけれども、爆発物を発見したときにそれを無害化するための処理装備一式を配備するというので、約3億700万円を要望しているものでございます。

なお、具体的な資機材等につきましては、警備の手の内に当たりますので、内訳についてはご勘弁いただきたいのですが、大体この絵に描いてあるような装備を一式そろえるということでございます。これによりまして、原子力関連施設の警備に当たっている銃器対策部隊が迅速・的確に爆発物を処理できるようになるということでございます。

雑駁でございますが、以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。ご質問ございましたらどうぞ。鈴木代理。

(鈴木委員長代理) ありがとうございます。大変重要だと思うので、よろしく願いいたします。

一つ聞きたいのは、これは今年度中に補正予算か何かがついていて、既に強化について作業が進められているかどうかということと、来年度の予算は1年で使う新しいものと今後継続していくものも多分入っていると思うんですが、これは今後しばらく常駐されるという、毎年この程度の予算が必要だということでしょうか。

(大石課長) まず、補正予算につきましては、災害対策の補正予算でございますので、災害対策という観点から、例えば放射線防護服ですとか、そういった原子力発電所の災害対策に必要な経費として別途措置はしてございます。

それから、この爆発物処理施設の装備の一式につきましては、これは耐用年数の問題がございますけれども、今回措置することによって当分の間これを使用できると。

なお、銃器対策部隊の常駐につきましては、米国同時多発テロ事件以降始めておりまして、もう10年たつわけでございますけれども、当分の間これは継続してまいりたいと思っておりますし、そのための予算措置は別途してございます。

(近藤委員長) ほかに。私からひとこと。これは我が原子力委員会は核セキュリティ対策の向上という観点から検討しているところ、国全体としての連携を強化することが重要という

問題意識を持っております。警察庁におかれましては率先していろんなことをやっていただいているわけですが、引き続き関係機関と連絡を密にして目的を達成され続けるようにしていただけたらと思いますので、よろしく申し上げます。

(大石課長) ありがとうございます。

(近藤委員長) それでは、終わります。次どうぞ。

(中村参事官) 続きまして、厚生労働省からお話をお伺いいたします。大臣官房国際課、高岡課長補佐からご説明をお願いいたします。

(高岡課長補佐) 厚生労働省国際課でございます。資料のご説明をさせていただきます。資料第1-2号、厚生労働省の縦の資料でございます。

1枚おめくりいただきまして、厚生労働省から放射性物質による食品等の汚染に対する取り組みへのWHO等による支援ということで、新規で予算の要求を行っております。概算要求額3.6億円ということで、実施機関は世界保健機関WHO、それとフランスのリヨンにございます世界保健機関の直轄の研究所となる国際がん研究機関IARCでございます。

目的といたしましては、諸外国から高い注目が寄せられている東京電力福島第一原子力発電所事故が与える食品等への影響等に関する評価に関しまして、世界保健機関WHOとIARCが専門家による助言を行うとともに、当該機関が日本の取り組みについて客観的な評価を行い、今回の事故に伴う公衆衛生上の影響について、諸外国から信頼される情報発信を行うことを目的とする事業を行うこととしていることから、日本政府といたしましてその事業に必要な費用を拠出するものでございます。

概要ですが、繰り返しになりますけれども、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生に伴いまして、多量の放射性物質が環境中に放出され、その公衆衛生上の影響につきましては、日本国内のみならず海外から高い注目が寄せられております。

WHO、IARCは、チェルノブイリ原子力発電所事故の際の健康影響調査ですとか、さまざまな発がんに関する疫学調査に取り組むなど、科学的かつ客観的な発がんリスクに関する評価を行ってきており、また従来からWHOは食品等に関する公衆衛生上の問題にも取り組んできております。

WHO、IARCはそうした経験を踏まえまして、日本、欧米の専門家をWHO及びIARCに集め、体制を強化し、日本の専門家と合同で会議を行い、飲食物摂取制限等について日本に対して助言を行うとともに、日本の取り組みにつきまして客観的な評価を行った上で、今回の事故に伴います公衆衛生上の影響について、諸外国から信頼される情報発信を行うた

めの事業を実施することとしております。日本政府は、このWHO、IARCが当該事業を行う必要な費用につきまして拠出するものでございます。

3枚目におつけしておりますのは、復興基本方針の該当箇所でございます。我が国に対する内外の信認を回復させるような取り組みを推進するという。例えばということで、IAEA等の国内外の世界トップレベルの専門家の英知の活用にご該当しておりますし、また食品中の放射性物質に係る安全対策について、各自治体が行う検査の支援、長期的なフォローアップなどのための体制整備を行うというところにも該当しているものと考えております。以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。ご質問ございましたらどうぞ。

(秋庭委員) よろしいですか。

(近藤委員長) 秋庭委員。

(秋庭委員) ご説明ありがとうございます。食品の汚染に対する取り組みというのは、本当に今、大変関心の高いところだと思います。

そこでお伺いさせていただきたいことは、最初にご説明がありましたWHO、IARCへの拠出のことについてですが、専門家による会議を行って、情報発信を行うための事業とご説明いただきましたが、具体的にどういう事業なのでしょう。会議の後それをネットで公表するのか、あるいは一般の方への何か、例えばパンフレットをつくるのか、具体的にお願いします。

もう一つ、その次の復興の基本方針の応急対策、各種支援、情報提供のところ、(1)のIAEAを含む国内外の世界トップレベルの専門家の英知の活用というところがございました。これも大変重要なところで、海外のトップレベルの方の助言は、今、大変求められているところではないかと思いますが、英知の活用というところを具体例を挙げて教えていただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

(高岡課長補佐) まず、1点目の事業内容を具体的にということですが、私ども今WHOから、IARCから聞いておりますのは、このたびの日本の東京電力福島第一原子力発電所の事故に関連をして、今後の世界でそのような危機が起こったときの対応キットなどをつくりたいということと、あとは近隣の諸外国において福島第一原子力発電所事故、諸外国への影響ですとか、日本国内への影響、大丈夫かというふうなことで、WHOにプレッシャーが入っていると伺っておりますことから、1点目はほかへも活用できるようなツールを開発するというのと、2点目は日本の状況について客観的に助言また情報発信を行うための

グローバルフォーラムなどを開催するというようなことを検討しております。

2点目のご質問の英知の活用につきまして、例えばということですが、やはりWHO、またIARCはそれぞれ健康、またはがんに関する専門家のネットワークを有しておりますので、そういう世界じゅうの公衆衛生の観点からの専門家の方々によって英知を結集させて、日本の取り組みについて助言をいただき、また情報発信していただくというものでございます。

(秋庭委員) ありがとうございます。ぜひお願いいたします。

(近藤委員長) ほかに。

(尾本委員) いいですか。

(近藤委員長) はい、どうぞ。

(尾本委員) 諸外国から信頼される情報発信を行うことを目的とすると書いてあります。日本政府が言ったのではクレディビリティが低いように見えるので、資金提供で有利な意見を言ってもらおうようにするのもいいことではないと思うんですが、重要なのは客観的な評価をやってもらうということだと思えます。

その上で、WHOプラスIARCが本当にいいのか、疑問を持っているわけじゃないんですけども、例えばチェルノブイリ的时候にはUNの8機関が一緒になって、FAOだとかUNSCEARだとか一緒になってやっていますね。今回の食品に関するものというときに、FAO、それからUNSCEAR、UNSCEARは放射線の専門家がいっぱいいますから、それらを加えたもう少し拡大した格好というのはできないんですか。先ほどフォーラムとおっしゃったから、もう既にそれが含まれているかなとは思いました。

(高岡課長補佐) WHO側もWHOのみでこのような放射線の健康影響について事業を行うということを考えていないようでして、関連の機関が多くございますし、先ほどの英知の結集というネットワークの中には関連の他機関も含まれていると考えております。

(尾本委員) ぜひそうやっていただければと思います。

(近藤委員長) 私から1つ。今年、これまで既に幾つか国際機関を通じてこういう取り組みがなされてきたわけですが、そこでは、最新のデータが利用されないで、古いデータで議論がなされてしまい、それをめぐってやりとりが少なされた経緯があります。これは日本側の問題だと思えます。せっかくこういう機関が、日本のためのみならず、世界のために活動していただけたところ、日本から最も適切な情報が出ていくということが大事です。厚労省におかれましては、関係者に迅速かつ正確な情報提供と、協力を指導していただけたらとあり

がたいと思います。よろしく申し上げます。

(鈴木委員長代理) 今のことで思い出しました。かなりスピードが必要だと思うんですけども、この件については国内でも海外でも早く情報が欲しいということがあると思うんですが、スピード感はどんな感じですか。

(高岡課長補佐) この事業は来年度の要求ということもございますので、タイムスケジュールも含めてWHO側は考えていると思います。ですので、とりあえず来年度以降の事業ということになってございます。

(鈴木委員長代理) 来年の事業ですけれども、例えばさっきウェブの話が出ましたけれども、結構リアルタイムで何か評価をするような仕組みをつくるのか、1年たって報告書が出るような、そういう形式なのかとか、報告書は特にないのですか。

(高岡課長補佐) そうですね、今後詳細は詰めていくことになろうかと思っておりますけれども、確認いたしておりますのは、そのようなリアルタイムというものではありません。

(鈴木委員長代理) やっぱり待ってからということですか。

(高岡課長補佐) そうだと思います。

(鈴木委員長代理) なるほど、わかりました。なるべく早く出せるような仕組みをお願いしたいと思います。

(近藤委員長) それでは、よろしゅうございますか。

(鈴木委員長代理) はい。

(高岡課長補佐) どうもありがとうございました。

(中村参事官) 続きまして、文部科学省からお話をお伺いしたいと思います。研究開発局原子力課の篠崎課長、よろしく願いいたします。

(篠崎課長) お手元に資料の1-3号というのがありますので、これに基づきまして説明させていただきます。

まず1枚目、2ページでございます。全体像でございますが、右上にございますように、24年度概算要求額2,849億円ということで、昨年の当初予算に比べまして約400億円程度の増ということになっております。ただ、日本再生重点化措置、あるいは復旧・復興対策という特別枠関係の要望もしておりますので、それを差し引きますとほぼ前年と同額程度ということになります。

具体的なポイントとしましては、上のところに3点ございます。

まず、災害からの復興に向けた取り組みということで、紫色のところは幾つかの施策で

ざいます。すべて新規でございまして、左から環境モニタリングの強化、あるいは除染技術の開発・評価・実証、事故収束に必要な研究、さらに今回いろいろと議論になりました安全問題について、それを支える基礎基盤研究、あるいは人材育成ということでございます。

それから、右下のところにグリーンイノベーションの推進等その他とございますが、これが2つ目のポイントでございまして、原子力もグリーンイノベーションに貢献するという観点からの取り組みを着実に実施ということで、具体的にはITER計画、あるいはJ-PARCのいろいろな研究開発を進めていくということでございます。これが24年度要求で685億円ということで、前年比に比べて240億円程度の増になっております。増額の大部分はITER計画の推進ということで、これはまた後ほど説明させていただきます。

残りの左下の青いところでございます。いわゆる既存のいろいろなプロジェクト開発を、全体を取りまとめておりますけれども、これにつきましては先ほど申し上げました災害復旧、あるいはITER計画、こういうものの予算増ということも踏まえまして、相当既存の経費を削減するというので、前年比大体1割程度の削減をさせていただいております。具体的には高速増殖炉サイクル、あるいは平和利用確保、放射性廃棄物処分、立地地域との共生、国民の理解のための取り組みということでございます。

次のページが3ページ、今回新規になります災害からの復興に向けた取り組みということでございます。ポイントとしては、上にありますように、何よりも福島原子力発電所事故の早期収束と復興に向けた取り組みを重点的にするというのでございます。それから、除染技術等の研究開発につきましては、JAEAの人的資源、あるいは研究施設等を最大限に活用しながら、機構も福島にセンターをつくるということでございまして、これが中核となって実施していくということでございます。

中身につきましては、先ほどの概要をもう少し細かく書いたものでございますが、除染技術、あるいは事故収束、モニタリング、基礎基盤研究・人材育成ということで、それぞれここにあるようなイメージのプロジェクトを進めていくということでございます。

その次のページ、4ページが原子力機構予算の全体像。原子力機構予算は文部科学省の原子力関係予算の大勢を占めておりますので、大体原子力機構のプロジェクトは規模的にはほぼ文科省の施策ということになるので、これの全体像をまとめさせていただいております。先ほど申し上げましたようなオレンジのところですけれども、事故あるいは大震災への対応ということ踏まえた各種の取り組みということです。除染技術あるいは事故収束がございしますが、それとは別に被災者としての原子力機構というのもありまして、大洗、東海、それ

ぞれ今回の地震でいろいろと被災をしておりますので、その安全確保や復旧対策をしていくということでございます。

それから、右側の核融合についてはまた後ほどご説明いたします。

その他の事業につきましては、ここにありますように、先ほどと同じでございますが、大体9%減ということで、既存経費をかなり圧縮して要求させていただいているということでございます。

その全体像が次のページ、5ページになります。原子力機構全体につきましては、一番下にあるように、プラス171億円ということでございます。いわゆる事故、震災対応というのは(1)にあります157億円ということで新規になりますが、それとともに核融合の研究開発、一番右の欄にございますように、ITER計画について国際約束に基づいて着実に実施していくために必要となる予算を要求させていただいております。24年度は我が国が担当します機器の製造を本格化させる必要があるため、大幅な増額要求となっておりますので、これについてプラス163億円ということになっております。

反面、それ以外のその他事業につきましては、ここにありますように150億円減ということで、特に高速増殖炉につきましては要求の考え方にありますように、今後のエネルギー・原子力政策の議論を見据えつつ、必要な予算を要求するという考え方で、特に実証炉の研究開発につきましては、研究開発は凍結して、維持費の施設等の維持管理に必要な経費のみを要求するというので、前年比約70%の減というような形になっております。

それから、その他の既存事業につきましても、一番最初にあります福島事故対応に振り向けることに伴う事業のスローダウンや合理化により予算額を縮減しているという構造になっております。

その次のページが、高速増殖炉の実証炉につきましては7割減というご説明をさせていただきましたが、現況のもんじゅについての経費でございます。いろいろ社会的にも関心を持っている経費ということで、今回どういう予算構造になっているかということについて整理をしたものでございます。

23年度予算が一番左にあります棒グラフになりますが、維持管理費、あるいは性能試験管理費、それから長期停止に伴う点検検査、それから信頼性向上のための対応費ということで、それぞれオレンジ、ピンク、青、紫というような形で要求をしておりました。これが24年度につきましては、それぞれの経費を今般のいろいろな政策の見直し等の状況も踏まえて、大幅に圧縮していくというような考え方に立って要求しておりますけれども、それ

とは別に24年度概算要求のところですが、黄色のところの地震・津波への安全性向上対策というものが必要になります。今回の福島事故を踏まえたいろいろな地震・津波への安全対策ということで、ここにありますような非常用発電機の代替空冷電源設備の設置であるとか、海水ポンプ代替ポンプの設置などを実施するというので、11.5億円を要求しております。

それから、さらに一番上の緑色のところがございます。もんじゅ対応調整にと整理しておりますが、これは40%出力確認試験、当初本年度末に開始をする予定でしたけれども、一般の政策の見直しを受けまして、本年度の40%出力試験の開始を見送りました、来年度以降ということになっております。来年度どう扱われるかということについては、この委員会できいろいろと大綱策定等をやっていただきまして、最終的にももんじゅの扱いが決まることになるかと思いますが、仮にその結果、来年度40%出力確認試験を実施することになった場合に、この緑色の22.2億円を出力確認試験のために費やすことを想定しております。

こういう構造になっておりますので、維持管理費、これはプラントですので、原子力発電所としての安全保持のための諸経費がかかるということで、ここに掲げましたいろいろな費目を24年度も要求させていただきたいと思っておりますが、それなりに昨今の事情も踏まえましたいろいろな経費の圧縮というのにも努力をしております。他方、それでもいろいろと議論がございますので、なお一層の努力をしたいと考えております。

それから、その次の7ページがITER計画でございます。これにつきましては、左側についてはいろいろ経緯や参加国、あるいは建設地、目標等がございますが、我が国は各国の分担にありますように、トータルで9.1%を支出するというようになっておりますが、24年度につきましては右下のところ、要求内訳というところにあります、超伝導コイル等のITERの建設に必要な機器の製作が本格化するの24年度でございます、これに伴いまして、一番右下にございますITER機器製作費、使用機器である超伝導コイル等の製作が本格的に始まるということで、170億円の増ということになっております。これが全体の大幅増要求の要因になっているということでございますが、これも当初さらに増になったわけでございますが、いろいろと各国と交渉いたしまして、左下の赤字のところでございますが、先般の第9回ITER理事会におきまして、運転開始を2019年から2020年に変更ということでございます。これによって経費の圧縮を図って、24年度要求が右下の要求になっているものでございます。

これにつきましてもいろいろとさらに努力をして、なるべく予算がフラットになるような

努力はしたいと思えますけれども、他方機器の製作の本格化が24年度から始まるという状況にかんがみますと、それなりの予算措置を24年度はする必要のあるというような状況でございます。

簡単ですが、以上が文科省の概算要求の概要でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。それでは、ご質問どうぞ。鈴木代理。

(鈴木委員長代理) ありがとうございます。高速増殖炉のところですが、2ページの左下の高速増殖炉サイクル技術で、もんじゅが193億円で、サイクル実用化研究が33億円で、かなり減額ということですよ。これ以外もFBR関係の基盤研究というのがあると思うんですが、それは減らさない状況になっているんですか。どういう、例えば大洗の施設とか、FBRの基盤研究の予算についてお聞きしたいのが1点。

それからもう一つは、3ページの福島の国際環境安全センターですが、これは新しくつくるとのことですよ、福島に。そうすると、この予算がつけられているのは、新しいセンターを物理的につくるお金も入っているということですか。それとも作業だけのお金ということなのか。それだけ2点。

(篠崎課長) まず、1点目の件ですけれども、4ページの原子力機構予算の全体像の(3)の青いところでございます。高速増殖炉サイクル技術342億円とありますが、これはもんじゅ、実証炉、それ以外の常陽も含めたFBR関係の予算の全体像です。この中で、もんじゅ、実証炉については先ほどご説明したとおりです。残りの部分が今ご指摘いただいたところになると思いますが、全体を開いてみたんですけれども、基本的にはかなり減額をしているということでご認識いただければと思います。

それから、3ページ目の福島の国際環境安全センターですけれども、これは事故を踏まえて、JAEAでも早速現場に行っているいろいろと協力をすべきであろうというような決定をいたしまして、ことしのたしか5月ぐらいだったと思いますが、もう既に準備組織をつかって、事務所も福島市内に設けております。その経費等も本年度予算については理事長のトップダウンの裁量により既に措置をしておりますけれども、24年度以降のいろんな事業をやるに当たっても、当然地元での拠点を必要と思っておりますので、そういう予算も含めた全体の要求をこの3ページでさせていただいているということでございます。

(鈴木委員長代理) すみません。そうすると、さっきのFBRの話ですが、計算すると116億円ぐらいになるんですね。それがいわゆる基盤研究ということで、これも減額されているということですが、ここの中にも多分施設の維持とか人員の維持とか入ると思うんですが、

それは大丈夫ということですか。

(篠崎課長) F B Rに限らず、J A E Aの予算の大部分は研究開発と言いながらも、いろいろ保有施設の維持管理に係る経費というのが大勢を占めております。そういう関係もあって、厳しい削減をすると、そもそも安全上、施設の維持をできるのかというような議論もあります。ただ、他方その予算を精査して削減をしていかないといけないというような、いろいろな今問題もありますので、そういうことを踏まえてさらにいろいろ精査をしながら、削減できるところを削減したいというような状況でございます。

他方、従前から問題になっているのは、それでもそろそろ限界に近づいているのではないかなというような議論もありますので、その辺については今後のいろんな課題としてよくとらえる必要があるのかなと思っております。

(近藤委員長) ほかに。

(尾本委員) いいですか。

(近藤委員長) はい、どうぞ。

(尾本委員) 2つ質問があるんですが、一つは3ページ目かな、環境モニタリングということで、福島県と全国でのモニタリングを行っていきます。先週ちょうど1週間前に環境省のヒアリングのとき、やっぱり同じ環境モニタリングを全国規模でという話があって、額は1けた低いんですけども、両者のすみ分けというのはどうされているのかということが一つ。

それからもう一つは、I T E Rは国際約束に基づいて実施していくためと、こう書いてありますが、実はもんじゅ、常陽も含めて、G I Fのフレームワークの中で役割分担をして、たしか僕の記憶では、特に超半減期核種の消滅に関しては本来もう既にやっていなくちゃいけない時期だと思うんですけども、常陽でやって、さらにその蓄積の上にもんじゅでという、こういう計画が組まれていたと思うんです。そういう附帯的な約束を果たしていくという観点から、G I Fとの関係で今どう動いていて、どういう処理が可能か。私の理解するところのフェニックスがなくなってしまって、あとは常陽ともんじゅしかないんじゃないかというのでG I Fの中での期待の強かったところだと思っています。もんじゅを今どうするかというのはこれからの話ですけども、そういう動きがある場合に、G I Fの協力関係という点においてどう考えていくのが適切か、あるいはどんな議論があるかというのをお聞かせ願えればと思います。

(篠崎課長) 最初に、モニタリングの環境省との役割分担ですけども、今、環境省との関係はモニタリングの司令塔機能を環境省のほうに一元化して、各省がそれぞれ所掌のモニタリ

ングを実施するという形になっています。それに基づきまして要求をしておりますけれども、他方、予算の計上で、環境省に計上する分と文科省に計上する分の整理が必要なのですが、一応形式上、きょう説明しました部分は環境省に移るであろう部分も文科省分として今とりあえず出していますので、最終的に政府案をつくるときにどう整理をするかというのはあるかと思います。環境省がどういう説明をしたかということにもよりますけれども、この87億円というのは文科省分と環境省の一部の予算というのも一応入れ込んだ要求をしております。

それから、2点目のG I Fの件ですけれども、G I Fは私も必ずしも詳細に承知しているわけではありませんけれども、今おっしゃったような、超半減期の核種をどう処理するかということについては、やはり研究炉としての常陽やもんじゅというものに対する期待というのは大きいのかなと認識しております、これは常陽、もんじゅとも、いわゆるエネルギー政策としてのF B Rとは別に、そういうことをやれるような研究炉としての機能というのも非常に強く意識しないといけないのかなと思っています。

具体的なやり方や段取りについては、いろいろこれから各国とも相談をしながら進めていく必要があるかと思っておりますけれども、我々も、あるいはJ A E Aもそういう意識や考え方というのは大事にしながら、今後のやり方をいろいろと検討していきたいと思っています。

(秋庭委員) よろしいですか。

(近藤委員長) 秋庭委員。

(秋庭委員) ありがとうございます。2点ありますが、1点は先ほどの3ページに復興に向けた取り組みの中で、除染技術確立に向けた取り組み44億円というところですが、ここで国際センターをつくるということは前から伺っておりますので、早く地域の人のためにも拠点となるところがあり、また今後、国際協力のもとに進むことを望まれていると思います。

ただ、ここのご説明のところで、地方自治体の協力を得て、モデル地区での実証実験を行いと書いてありますが、この部分の実証実験分も多分この予算の中に入っていると思います。しかしながら、ずっとこのところ実証実験が進んでいるのですが、これも何か各省の実証実験と重複するところがあるのではないかなと思います。このすみ分けも今後きちんとすることが必要ですし、またどちらかという実証実験よりさらに進んで、来年度になりますと、それを実際の除染活動に重点が移るんじゃないかと思いますので、そちらのほうに予算がどちらかという動かせるようになっていけばいいなと思います。これが1点目です。

2点目は、4ページ目のその他の事業の下のほうのところですけども、2つ目の丸の高レベル放射性廃棄物に関する研究のところですよ。高レベル放射性廃棄物の技術研究と、もう一つその下の再処理技術という項目は、既に技術の確立が大分されてきているんじゃないかなと思うんです。それで、今後従前から1割カットぐらいかなと思いますが、さらに合理的にやっていく方向がないのかというような気がします。その点についてもお伺いさせていただければと思います。

(篠崎課長) 最初の除染のところですけども、本年度もう既に内閣府からの補正での受託を受けまして、モデル地区での実証試験というのをJAEAでも始めております。それを具体的にモデル実証からどうやって実際の除染活動に、フェーズに移行させていくかというのが非常に重要な話だと思っておりますが、具体的な除染につきましては来年1月から法律が施行されて、さらに4月から安全庁が設立されるということになりますと、具体的には環境省の主たる事務ということになりますので、環境省もそれを想定して、除染そのものについての予算を今回24年度、非常に大きな予算を要求していると聞いております。

JAEAはむしろいろいろ除染の事業をしていきながら、さらにもっと効率的、あるいは効果的なやり方がないだろうかということや、常に意識しながら、プロトタイプの実験を行っていくということで、ある意味本年度にそういうことを始めたものを来年度も引き続き、当面の間、そういうニーズがある中で対応していくということかなと思っております。ただ、おっしゃるようにこの除染もいろんな省が関係しますと、その辺の連携とか重複がないような、そういう目配りというのは引き続きやっていきたいと思っております。

それから、高レベル再処理につきましては、いろいろ今回のことも踏まえまして、どうスケジュールをもう一度見直していくかと、あるいはどういうことをやるかというようなことについての議論というのは当然内部でもありまして、そういう検討もした上で、機構としてのプライオリティーとしてはやはり震災対策、あるいは核融合のほうにリソースを24年度は当面当てざるを得ないだろうということで、この辺についてはそれでも何とか既存の事業をなるべく継続できるような前提で、支障が大幅に生じないような、そういう予算削減をしておりますけれども、さらにこの辺についてはそもそも政策を今後どうしていくかということもかなり絡む話になるので、そういう動向を見ながらさらに必要な精査をしていくということかなと思っております。

ただ、高レベルそのものは政策がどうなるか、どっちにしろやらないといけないということについてはもう明白なので、そこについてはしっかりと取り組むべきなのかと我々として

は認識していますので、そういう前提で今後考えていきたいと思っています。

(近藤委員長) これまでの取組は、到底終わったとは言えない段階なので、改革はあるかもしれませんが、引き続ききちっとした成果をいただくことに取り組んでいただくことが重要だと思います。そういう認識で取り組んでいただきたいと思います。

ほかに。大庭委員。

(大庭委員) きょうはご説明ありがとうございました。1つだけ細かい質問ですが。

グリーンイノベーションの推進その他という項目について書かれた2ページ目には、ITERとJ-PARCが記載されていますが、J-PARCの予算は4ページにおいてはどこに該当するのでしょうか。

(篠崎課長) 4ページでいうと、青いところの量子ビーム応用研究というのが右側にありますけれども、これともう一つは、J-PARCそのものは供用法という大型供用施設の供用を進めていくための法律がありまして、その補助金というのがあります。それは文科省の内局予算になっておりまして、JAEAの予算とは別にJ-PARCのサポートをしておりまして、形式上は文科省の内局予算になりますので、今の4ページのところでは面的には出てきませんが、そういうものを合わせるとJ-PARCの関係の経費が、2ページにあるような増要求になっているというような整理になっております。

(大庭委員) ご説明ありがとうございます。おそらく量子ビーム応用研究だろうとは思ったんですけども、金額が違うので一度確認させていただきました。ありがとうございます。

(近藤委員長) ほかに。よろしいですか。それではどうもご説明ありがとうございました。次。

(中村参事官) 続きまして経済産業省分につきましてお話をお伺いします。資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課、宮下課長補佐と原子力安全・保安院企画調整課の福田課長補佐からご説明をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

(宮下課長補佐) よろしく申し上げます。経済産業省原子力政策課の宮下でございます。本日は経済産業省関連の平成24年度原子力関係予算概算要求の概要についてご説明をさせていただきます。エネ庁分は私から、保安院分は後ほど福田からご説明させていただきます。

まず、お手元のA4の紙でご説明させていただきます。

基本的な考え方として、24年の概算要求については、1ページ目の一番上のパラグラフに書いてありますけれども、平成24年度原子力関係経費の見積もりに関する基本方針、原子力委員会において7月19日に決定したものに沿って、事故からの復旧及び原子力発電所の安全対策の強化に係るものを中心として概算要求を行っております。

まず1ページ目の点線の四角で囲まれている部分が原子力委員会によって決定された基本方針の抜粋部分でございます。その他の部分が経済産業省の予算の説明というような資料の構成になっております。

まず1つ目ですが、原子力災害対策本部の定めたロードマップにおける中長期的課題への対応ということで、新規で21億円要求しております。

2ページ目をごらんください。

まず、福島、一番上の菱形ですが、福島第一原子力発電所事故収束に向けた取り組みとして、福島第一原子力発電所の事故処理・廃炉に係る研究開発費用ということで、20億円要求しております。これはステップ2、冷温停止以降の中長期的な事故処理・廃炉を安全かつ安定的に行うために、例えば建屋内にアクセスするための除染方法の検討、格納容器の内部がどのようになっているかということの調査方策、装置の開発等を国として行うというものでございます。

なお、平成23年度の3次補正でも既に本事業に関係するものが開始されております。20億円ということで3次補正予算が開始されております。また、3次補正ではロボットの要素技術開発ということで、こちらも昨日3次が通りましたので、10億円という予算がついております。

その下の丸、規制支援研究事業ですが、それは保安院の事業ですので、後ほど保安院のほうからご説明させていただきます。

2ページ目の下の黒い菱形のところ、原子力被災者への支援、風評被害対策ということで、こちらにつきましては平成23年度3次補正において実施しております。

まず1つ目ですが、原子力損害賠償支援機構に対する交付国債の抛出等ということでございます。こちらは3次補正で、そこに500万円が予算として計上されておりますが、これは交付国債償還のための手数料等ございまして、損害賠償の支援のために使用する交付国債につきましては、2次補正で2兆円、3次補正で3兆円、計5兆円措置しております。被災者の方への損害賠償、東京電力の損害賠償を支援する額として5兆円措置しております。

また2ページ目、一番下の丸ですが、被災地域の特産品の風評被害対策ということで、商談会や物品の販売など、販路拡大事業というものも3次補正で実施させていただいております。

続きまして、3ページ、原子力安全確保対策の強化でございます。予算額としては415億円要求しております。

この中でエネ庁のやっている部分、大部分は保安院が実施している部分なんですけれども、エネ庁がやっている部分としては3ページ目の点線の四角のすぐ下にある、さらなる安全対策高度化に向けた技術開発の推進という部分、技術開発の部分がエネ庁が要求させていた部分でございます。

軽水炉安全対策高度化等の技術開発ということで、1つ目の委託費の事業のほうで39.9億円、補助金のほうで31.7億円、計72億円を新規の事業として要求しております。こちらは福島第一原子力発電所の事故で得られた教訓を踏まえて、例えばシビアアクシデント対策のための、施設の安全性高度化に資する技術開発というものを行う予算でございます。

それ以下は保安院の事業でございますので、後ほど保安院のほうからご説明させていただきます。

ページおめくりいただきまして、5ページをごらんいただければと思います。

被ばくした人々への長期健康管理への取り組みということで、こちらは早急に取り組む必要があるということで、平成23年度2次補正及び予備費において対応しております。

1つ目の丸、5ページ目の上にある白丸ですが、子どもを初めとする原子力被災者への健康の確保ということで、健康調査のための基金を福島県に創設する予算を2次補正においてとっております。

また、その下の丸で除染に関する緊急実施基本方針の迅速な実施ということで、こちらは8月末に原子力災害対策本部によって決定された除染に関する緊急実施基本方針に従って予備費を計上して、国が除染を行うという事業を既に実施しております。

次に、5ページ目の下、4.でございます。国際社会における責任ある行動の推進ということで、13億円弱要求させていただいております。

ページをめくっていただいて、6ページ目でございます。

一番上の白丸、原子力安全に関する国際会議の開催ということで、3.6億円新規で要求しています。これは保安院とエネ庁、合わせて3.6億円ということで要求させていただいております。IAEAとの共催で、平成24年度後半に日本で原子力安全に関する国際会議というものを開催しまして、原子力安全に関する取り組みを発信するという事業でございます。

その下、原子力新規導入国等への支援ということで、原子力発電導入基盤整備事業補助金というものを23年度に引き続き2.2億円を要求しております。これは原子力発電を新たに導入しようとする国に対して、原子力安全規制体系の導入や核不拡散体制の整備などが適

切に実施されるように、日本としても、例えば専門家を派遣することや海外の人材育成を行うことによって協力を行うというような事業でございます。

続きまして、6ページの下、5. 信頼回復への対応というところでございます。こちらは1, 240億円という形で要求をさせていただいております。大部分が交付金でございます。6ページ目の下から2つ目の丸、電源立地地域における理解促進ということで、電源立地地域対策交付金、1, 023. 7億円要求させていただいております。原子力発電所の立地状況等を反映しつつ、設備容量や発電電力量等によって算出される交付金というものを交付するという事業でございます。内容としては、電源立地自治体の裁量によって公共用施設の整備等のハード事業からソフト事業まで、幅広い事業の実施が可能となっているというような事業でございます。

続きまして、6ページの一番下、立地地域への情報提供ということで、原子力発電施設の広聴・広報事業でございます。これは、今までやってきた広報事業を抜本的に見直して、原子力の推進というような観点ではなくて、今回の事故を踏まえた、例えば放射線の影響とか風評被害の防止に関する広報を行うということで、5. 7億円要求しております。

続きまして、7ページでございます。

6. 当面の課題克服と将来に向けた研究開発・人材の確保への対応ということで、112億円弱要求しております。これはこれまで実施してきた既存の研究開発なり人材育成の予算をここに計上しております。7ページ目の下の丸、核燃料サイクル開発、ウラン燃料安定供給というところのすぐ下の黒い四角ですが、発電用新型炉等技術開発委託費ということで31. 2億円要求しております。これは今年度73. 9億円からの大幅な減額という形になっています。

こちらは、高速増殖炉の研究開発を進めてきた予算だったということですが、今回の事故の状況を踏まえて、必要最低限のものを要求するというところで、第4世代原子炉システム国際フォーラム（G I F）のもとで実施されている安全設計要件の構築に向けた取り組み、日本としてやらなければいけない取り組みを実施するための予算というような形で要求しております。

その下、使用済み燃料再処理事業等高度化補助金。こちらは六ヶ所再処理工場のガラス熔融炉の開発ということで、次の世代のガラス熔融炉を開発するというところでございます。必要最低限な額に事業を縮小して予算要求をしております。22. 8億円から10. 3億円ということで、減額して要求しております。

その下、7ページから8ページの上にかけて、ウラン関係の事業を3本記載しております。ウランの探鉱事業、ウランの備蓄事業、濃縮ウランの輸送経路確立ということで、平成23年度も要求しておりましたが、ウランの備蓄、資源の確保という点については、原子力政策の動向にかかわらずとりあえず当面はやっていく必要があるだろうということで、同じ事業を要求させていただいております。

その下、8ページの真ん中、高レベル放射性廃棄物の処分等に向けた取り組みでございます。こちらも原子力政策の動向にかかわらず、地層処分というものの研究開発は続けていくことが必要ということで、予算要求をしております。平成23年度32.9億円から34.4億円と若干増額しておりますが、これは福島第一原子力発電所の事故により発生する放射性廃棄物の処理・処分の検討についてもこの予算の中でやるということになっていて、若干の増額で研究開発費を要求しております。

その下は放射性廃棄物の広聴・広報事業でございます。こちらは地層処分について一般の方がどのように感じているかを聞くということで、広聴のところを中心として、国民全般に対して説明会等の広聴・広報活動を実施するという予算でございます。

最後、8ページの一番下、原子力人材の確保ということで、原子力人材育成プログラム、こちらは文科省さんと一緒にやっている原子力人材育成プログラムですけれども、昨年と同額1億円で要求させていただいております。原子力人材は安全性確保のためにも非常に重要なことであり、政府としても予算をつけてしっかりやっていくことが重要ということで、1億円要求させていただいております。

最後でございます。原子力関係人材育成事業等委託費ということで、原子力発電所で保守や補修、定期検査を行う人材の育成のための予算ということで、2,000万円で要求させていただいております。

経済産業省全体としては、平成23年度は1,812億円だったところ、平成24年度は1,801億円となっております。エネ庁は平成23年度、1,529億円だったところ、平成24年度は1,449億円という形になっております。保安院は平成24年度で352億円要求という形で、今、概算要求をさせていただいているところでございます。

エネ庁からは以上でございます。

(福田課長補佐) 続きまして、原子力安全・保安院の福田のほうから、原子力安全・保安院の関連の予算についてご説明させていただきます。

まず、原子力安全・保安院の関連の予算でございますけれども、今般3月11日の事故、

震災を踏まえまして、政府のほうでは原子力安全行政に対する信頼回復と、その機能向上を図るために、原子力安全・保安院の原子力安全部分を経済産業省から分離しまして環境省の外局として、仮称でございますけれども原子力安全庁を来年4月に設置することを目指すという形で、今年の夏に閣議決定されてございます。

これに基づきまして、原子力安全・保安院の概算要求は、来年度の原子力安全庁の予算という形で検討を進めていく形になってございます。

なお、原子力安全・保安院の関連の予算でございますけれども、内閣官房の原子力安全庁の準備室が取りまとめを行ってございまして、内閣官房の指示によりまして、今回の概算要求につきましては、まず現時点において所管する省庁が概算要求を提出して、その後、内閣官房のほうで調整を行っていき、最後の予算編成を行っていくというようなプロセスとなっております。

それでは、資料のほうに戻らせていただきまして、原子力安全・保安院の関連の予算についてご説明をさせていただきます。

まず2ページ目をめくっていただければと思います。2ページの事故の収束に向けた取り組みという菱形のところの2つ目の丸でございますけれども、規制支援研究事業という形で、原子力安全・保安院の関連の予算を入れさせていただきます。

1つ目の四角でございますけれども、破損燃料の輸送に係る技術調査というものでございまして、今回の事故により発生した破損燃料の特性を調査しまして、規制機関として必要な情報をしっかりと調査しておくというものでございます。

そして、2つ目の四角でございますけれども、事故プラントの廃棄物の処分に関する調査ということでございまして、事故プラントから発生するさまざまな廃棄物の処理・処分に関する調査を規制機関として必要なところを調査していくというものでございます。

続きまして、3ページ目に移っていただきます。

2. の原子力安全確保対策の強化のところでございます。見積もり基本方針にも入れていただいておりますけれども、今回の事故を教訓といたしまして、原子力安全規制の充実、そして原子力防災体制の強化に係る取り組みを着実にやるべきということでございますので、それを踏まえまして、下でございますけれども、菱形の2つ目でございます。危機管理機能の強化のところでございますが、1つ目の丸、防災体制の整備・強化ということでございまして、まず1つ目の四角でございますけれども、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金、こちらにつきましては自治体により原子力の安全確保に係る防災資機材等の整備、防災計画

の策定、訓練の実施等を行うという予算でございます。こちらにつきましては、現在、原子力安全委員会におきまして、これまでのEPZの範囲を8から10キロというところから30キロに拡大していくというような議論がされてございますけれども、こういったものを踏まえまして、昨年度25.9億円から概算要求94.9億円という形で要求させていただいております。

続きまして、下の2つ目の四角でございます。原子力発電施設等緊急時対策技術等でございます。こちらにつきましては、今後、原子力安全庁の危機管理対策の司令塔となります緊急時対応センター、これは東京に置くわけでございますけれども、こういったものの整備を行うとともに、全国の緊急時防災対応拠点となりますオフサイトセンターの維持管理を行っていくというものでございます。

なお、オフサイトセンターでございますけれども、今回震災におきまして通信設備が不十分ではないかなどいろいろな課題が明らかになりました。それに対応するような形で、今回3次補正におきまして13億円計上させていただいております。オフサイトセンターの通信設備等の強化、もしくは備蓄の強化といったものについて対応を行うという取り組みを今進めているところでございます。

そして、2つ目の丸でございます。シビアアクシデント対応策の強化というところでございます。防災分野の規制高度化研究という形でございます。シビアアクシデントに関しまして、放射性物質放出量に関する調査分析等を行っていくというものについて計上させていただいております。

続きまして、4ページ目でございます。

上のところでございますけれども、国内外への情報提供の実施というところでございます。今回の事故におきましても、規制機関として国内外にしっかりと正確な情報をお伝えしていくことが非常に重要ということでございまして、来年度につきましても引き続きしっかりと正確な情報をお伝えする予算を計上させていただいております。特に来年度につきましまして、IAEAと共催で国際会議を我が国で開催することを予定してございまして、その予算につきましても計上させていただいているというものでございます。

続きまして、下の菱形のところでございます。原子力安全規制の高度化による安全性の強化のところでございます。

まず、1つ目の丸でございますけれども、安全性評価基準の高度化というところでございます。幾つかございます。耐震安全にかかわる部分、原子炉システムに関する安全の部分、

そして技術基盤的な部分、いろいろございますけれども、こういった基準づくりに向けまして、今回の震災の知見を踏まえていろいろ試験、評価等を行っていくというものを記述してございます。

続きまして、2つ目の丸でございますけれども、原子力施設の安全性確認の加速というところでございます。既存の原子力施設に関しましても事業者がバックチェックという形で妥当性を確認する形になってございますが、こういったところにつきまして、規制機関としてしっかりクロスチェックを実施していくという予算を計上させていただいております。

続きまして、下の菱形のところでございます。専門人材の確保・養成、支援機関の整備のところでございます。

まず、1つ目の丸でございますけれども、専門人材の養成・確保のところでございます。原子力安全庁におきまして、現在、内閣官房において検討されてございますけれども、国際原子力安全研修院、こちらも仮称でございますけれども、こういったものの検討が進められてございます。これにつきまして、人材育成の方法の調査、カリキュラム開発等に向けた検討を行う予算を計上させていただいております。

そして、2つ目の丸でございますけれども、独立行政法人原子力安全基盤機構、いわゆるJNESでございますけれども、こちらにつきましては原子力安全庁の支援組織として、引き続き専門的な知見から業務を行うという形で予算を計上させていただいているところでございます。

原子力安全・保安院からの説明は以上でございます。

(近藤委員長) ご説明ありがとうございます。それでは、ご質問、ご意見どうぞ。はい、鈴木代理。

(鈴木委員長代理) ありがとうございます。基本方針にのっとってやられているように見えるんですけども、保安院とオーバーラップしているようなところが、原子力安全確保対策の強化のところ、特に軽水炉のシビアアクシデント対策のところですが、エネ庁側の技術開発の話の中で、3ページの一番上のところで、事業者側と規制側の双方が活用し得る安全対策高度化に資する技術基盤というのは、具体的にはどういうものですか。

それで、規制側のシビアアクシデント対策の強化というのはJNESのほうでやるということですが、これは協力してやるというのが、もし保安院から安全庁になったときにはどこが違うのか、ここのところだけちょっと教えていただきたいんですが。

(宮下課長補佐) まず、1点目のご質問ですけれども、技術基盤の整備というところでは

ども、これは具体的には機器開発、開発側なので、例えば材料の強度が今後どうなっていくのかというのは、当然規制側でも使いますし、事業者側でも非常に貴重なデータとなるということなので、そういう基盤的なものをもっていくということを想定しております。公募を行い、事業者を決定することから、具体的な案件はまだ詰められておりませんが、イメージとしてそういうものを行っていくということを想定しております。

あわせて、その下の補助金は、これはまさに今までやってきた次世代軽水炉開発の中で、例えば安全性向上に資する部分、免震とかシビアアクシデント対策としてのコアキャッチャーとか、そういうものを開発してきたんですけども、まさにメーカーと組んで技術開発を行うものを下の補助金でやらせていただくという整理になっております。

(鈴木委員長代理) シビアアクシデント対策としての材料開発というのはどういうことですか。

(宮下課長補佐) 材料開発は一例です。本事業については、公募を行い、事業を決定することとなるので、現在のところ内容が確定しているわけではありませんが、シビアアクシデント対策であれば、例えば炉内の状況を把握するコードの開発などが一つとして考えられるのではないかと思います。

(鈴木委員長代理) なるほど。それは両方が使うか。

(福田課長補佐) 原子力安全・保安院です。

補足をさせていただきますと、規制機関として、いわゆる支援側でこういった研究がなされているかということについては、しっかりここはフォローをして、逆に言うと我々は足りない部分をしっかり補いつつ、規制機関としてはしっかり判断をしていくということが必要かと思っております。それぞれしっかり調査をやっていく必要があるのではないかと考えております。

(鈴木委員長代理) 独自にシビアアクシデントの安全研究、規制側でやられるものというのはあるわけですよね。だけど、その基盤になっている元データは開発側のほうで出てくるものも使うと、こういう説明でよろしいですか。

(福田課長補佐) 我々としては、資源エネルギー庁のほうの研究開発の状況をしっかりと把握しつつ、ある種その部分で規制機関として判断できるかどうかという材料は我々のほうでしっかり検討をして、足りないところを補っていくということかと思っております。

(鈴木委員長代理) わかりました。

(近藤委員長) ほかに。尾本委員。

(尾本委員) 2つ質問があります。6ページ目の電源信頼回復というところで、経産省の予算、

原子力予算として圧倒的な大きな部分がここにあるわけです。電源立地地域における理解促進というタイトルですが、これは一層の安全確保によって理解促進が進むと考えると、例えば3ページのオフサイトセンターの維持管理と書いてありますが、これはオフサイトセンターの機能をどうするかということも含めて、防災拠点の強化とか、あるいは4ページにある既設炉の安全性の確認とか、そういったことがより進むことによって理解促進につながるでしょう。そう考えると、ここの圧倒的に大きなシェアを持つ費用を、3ページや4ページにあるような分野に流用するという事は、根本的に法の解釈からして難しいのかどうなのかということが一つ。

それから、今回の福島の事故でシビアアクシデント研究、いろいろと1990年代にされたんですが、やっぱり不確かさが大きいと認識されている部分が幾つかあるわけで、それをどうやってやるかと、多分、昔OECDがやっていたような、国際的なプロジェクトをつかって研究をしていくと、こういう現象論的な解明というのがあると思うんですけども、そういう予算というのがどこにあるのかなとさっきから見ていたんですが、将来に向けて不確かさをより少なくするための研究というのがシビアアクシデント関係でどうもちゃんと計上されていないんじゃないかと思ったので、その点を教えていただければと思います。

(宮下課長補佐) まず1点目、立地の交付金でございます。これは6ページの説明に書いてありますけれども、設備容量とか発電容量等によって算出される交付金として自然と計算されてしまう交付金を出しているというものでございます。立地地域とのお約束でこのような形になっている交付金でございますので、毎年必要な額を計上させていただいているというものでございます。

続きまして、シビアアクシデントですけれども、例えば3ページのエネ庁の技術開発の部分で、先ほどご質問をいただきました軽水炉安全対策高度化等の技術開発のところ、委託費と補助金、合わせて72億円要求しておりますけれども、例えば今後のシビアアクシデント、技術開発をどうやっていくかという部分については、こちらでやっていくというところです。あと、シビアアクシデントに係る基盤整備、基盤的なデータの採取というものをこの中の予算でやっていくということでございまして、国際的なプロジェクトというものはどういう形でやるのか。やる方法はいろいろあると。今後検討していくことになるかと思うんですけども、予算としては72億円の枠の中でやることになるんじゃないかなと考えております。

(尾本委員) 最初の質問に対するストレートな答えがないんですが、要は難しいということで

すね。

(近藤委員長) ほかに。秋庭委員。

(秋庭委員) ちょっと細かいところかもしれませんが、5ページの3.のところですが、ここに私どもの見積もり方針が点線で囲ってありまして、その最後のところに放射線に対する正しい理解を目指して云々で、リスクコミュニケーションの取り組みも重要であるというところがありますが、このことは大変重要なことだと思っています。

風評被害も、もともとは放射線に関する知識が不足しているということが原因の一つだと思っています。これに関して、この下に書いてあることは健康調査とか、あるいは線量低減事業の支援とか、除染に関する事などは出ていますが、リスクコミュニケーションの取り組みというのがどこに入っているのかがちょっとわからないので、教えていただきたいと思っています。

6ページのところの立地地域への情報提供というところもありますけれども、これは立地地域というふうに限定していますよね。でも全国的にやはり国内において放射線に関する教育やリスクコミュニケーションが必要だと思うんですが、どこに入っているのか教えてください。

(高田係長) すみません、6ページの情報提供は立地地域が一応メインとなっているんですけども、全国の立地自治体等でもやる必要があることだと思っています。基本的には立地地域との信頼関係ということで情報提供をやりますが、全国的にもやるということです。

(秋庭委員) ありがとうございます。

(近藤委員長) 関連して一つ。今、秋庭先生のおっしゃったのはとても重要で、広聴・広報という言葉を使っていますが、昨日、放射線関係の今後の問題に関連して、ご承知の細野大臣の立ち上げたワーキンググループがありまして、ICRPの委員の方から、福島での市民との交流の経験を踏まえて、今後の我が国のリスクコミュニケーションの取組について提言をいただきました。非常にポイントを突いた提言が幾つかあったと私は思いましたので、それをリスクコミュニケーションのことでまとめるのがいいか、いわば放射線環境で人が生きる生き方についての共同理解活動という、そういうコンテキストでの取組が重要だということをお話しされたと思うんですけども。そういうようなアプローチが非常に重要だということであるとすれば、広聴・広報等とあるから何でもいいといえばそれまでですけども、このところも現実に放射線環境が変わったということ踏まえた新しい、しかも効果的、あるいは必要な取り組みというものに知恵を出していくということはとても重要で、そういう

ことで、広聴・広報という従来と違う切り口での取り組みについてもよくお考えになっていたいただけるとありがたいなという感想を持った次第です。秋庭先生の質問に便乗して一言申し上げます。では、大庭委員。

(大庭委員) きょうはご説明ありがとうございました。2つ質問があります。

一つは確認ですけれども、5ページ目の3. 被ばくした人々への長期健康管理の取り組みで、子どもをはじめとする原子力被災者の健康の確保ということですが、放射線量の推定調査や健康調査については厚生労働省でも似たようなことをやろうとしていたはずですが、すなわち省庁で連携できる部分が結構あると思うんですけれども、そのあたりはどのように実際に執行する予定なのかということがまず一つです。

それからもう一つは、8ページの最後の、原子力人材の確保についてです。前に戻っていただいて、7ページの見積もり基本方針の最後、下から4行目になりますけれども、現在の状況において、このような研究開発等を含む原子力の研究、開発、利用の取り組みに参加することを志す若い人材を確保するためには相当の努力が必要だという記載がありまして、それはそのとおりだと思うのですが、8ページの人材の確保のところの記述を見ますと、去年、昨年度に引き続いての記述内容とほぼ変わらない印象を持ちました。つまり、現在の状況の中での今後の取組はいかにあるべきか、という点を意識しているというようなことを特に感じられません。現状において以前より一層創意工夫をした上での人材の確保ということについて、どのようにお考えなのでしょうか。

この2点お願いします。

(宮下課長補佐) まず、1点目のご質問ですが、これは2次補正で既に済んでいるもので、福島県に基金を創設して、長期的な放射線量の推定調査、健康調査を実施するというものでございます。

すみません、私が直接の担当ではなく、詳しい資料が手元にないので、どのようなものを計上したのか、今詳細に把握できないのですが、当然厚生労働省さん、関係省庁とは連携をしながらやるべきことで、この基金自体は実は内閣府のほうで中心となって計上している部分もあって、そういうものと連携しながらやっていくという体制が、2次補正の段階で既にできているのではないかと考えています。

後段の人材育成のお話ですが、まず一つあるのが大学で原子力の専攻に入ってくれる大学生をどのように確保し、人材を維持していくのかというような問題点と、そもそも今までやってきた原子力教育というか、カリキュラムを見直して、今回の事故の教訓を大学でも教え

るようにするとか、カリキュラムを変えて、よりシビアアクシデントなり安全性に対する知識を深めるという、両方の面からやっていかなければいけないんじゃないかと考えております。

前段については、これは多分取っかかりの部分ですので、今回の事故もあって、放射線なり原子力に関する興味というか、情報は非常に世の中に広まっている部分もありますので、原子力とはこういうものだということをわかりやすく、当然リスクもあるということも含めて、大学の中で紹介できるような、そういうプログラムも確保すると。要するに原子力に触れてもらうような、そういうプログラム、カリキュラムなりを、教材の開発も含めてやっていくというのが一つあり得るのかなと思っています。

後段に関して、例えばシビアアクシデントなり今回の福島の事故がどういうシーケンスで起きたのかと。詳しく解説して、それをちゃんと我が国の教訓として、大学なりそういう教育機関で勉強していくというようなモデルプログラム、そういうものの開発というのが大学と連携しながらあり得るんじゃないかなと思っています。

(大庭委員) ありがとうございます。

(近藤委員長) ほかに。よろしいですか。それでは、どうもありがとうございました。次お願いします。

(中村参事官) 2番目の議題でございます。北陸電力株式会社志賀原子力発電所の原子炉の設置変更（1号及び2号原子炉施設の変更）につきまして、11月28日付で諮問がありました。その内容につきまして、原子力安全・保安院原子力発電安全審査課の青木統括よりご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

(青木統括) 原子力安全・保安院、青木でございます。今ご紹介いたしました北陸電力から申請がございました志賀原子力発電所の原子炉設置変更許可申請に係ります私どもの審査が終わりまして、昨日諮問させていただきましたので、ご説明させていただきたいと思っております。

関係する資料は2-1と2-2でございます。まず、最初に2-2の資料を使いまして、申請の概要について簡単にご説明したいと思います。

めくっていただきまして、変更項目でございますが、1号炉及び2号炉の使用済み樹脂タンクを1号及び2号炉共用とするという内容のものでございまして、9月30日付で申請があったものでございます。

これの中身でございますけれども、2ページ目の変更の概要に書いてありますとおり、使用済み樹脂タンクの貯蔵裕度を確保するため、1号、2号の使用済み樹脂タンクに連絡配管

を設置して共用化を図るというものでございます。4ページ目に図面がついてございますが、1号、2号それぞれに赤の点線でタイラインを引いて、それぞれ共用できるというような形にする予定でございます。3ページ目に工事工程が書いてございますが、来年6月の着工を希望しております。

前に戻りまして2ページ目でございますけれども、1号炉、2号炉の今回の工事に要します資金は約7億円と見込まれておりまして、自己資金及び社債・借入金より調達する計画となっております。これに対しまして、私ども保安院で審査しました結果が、資料2-1でございます。これは諮問文でございますけれども、めくっていただきまして、平和利用、計画的遂行、それから経理的基礎、それぞれにつきましてここに書いてあるとおり審査をいたしまして、問題ないと判断いたしました。

概略、以上のようなことでございますので、よろしくご審査のほどをお願いしたいと思います。以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。ただいまの報告で何か質問があれば。それじゃ、ご諮問いただきましたので、検討の上、追ってお答え申し上げます。ありがとうございます。では、次の議題。

(中村参事官) 議題の3番目でございます。近藤原子力委員会委員長の海外出張につきまして、近藤委員長よりご説明がございます。

(近藤委員長) 資料第3号ですが、米国・ワシントンに出張します。30日、あしたから日曜日まででございます。主としては、この3月11日から大変たくさんの方々のアメリカの方々からご支援等をいただきましたので、年末でもありますので、現在の福島の状態についてご説明申し上げて、お礼を申し上げてくるというのが主たる目的でございます。

なお、2日の日には日米官民ラウンドテーブルがございますので、この席もまたそういう意味でお礼を申し上げる機会として使わせていただけるのかなと思っております。

以上でございますが、よろしくお願いたします。次の議題。

(中村参事官) 4番目の議題でございます。大庭原子力委員会委員の海外出張につきまして、大庭委員からご説明がございます。

(大庭委員) 12月4日から12月11日のほぼ1週間、ヨーロッパにおける表記の国、都市に行っておりまして、目的としましては、最近の原子力政策及びエネルギー政策を議論される際に、非常に参照されることの多いヨーロッパの状況を確認し、かつ原子力及びエネルギー

一担当の方々と意見交換及び場合によっては私のほうから日本の状況についての情報提供を行うということです。最初に脱原発を決定しましたドイツに行きまして、ここには書いてございませんけれども、倫理委員会の構成している方にもお会いするという予定になっております。それから、EUのブラッセル及びルクセンブルグのEU関係者、そしてパリでは主にOECD及びIAEAといった国際機関、そして原発の推進を堅持しているイギリスの政府関係者等々、そのような方々と意見交換を行う予定でございます。

以上です。

(近藤委員長) よろしくお願いたします。それでは、その他議題。事務局から何かありますか。

(中村参事官) 事務局からは特にございません。

(近藤委員長) 先生方何かありますか。よろしいですか。それじゃ、次回予定を伺って終わりますでしょうか。

(中村参事官) 次回の予定でございます。第48回の原子力委員会定例会につきましては、来週の火曜日、12月6日10時半からこの場所を予定してございます。なお、原子力委員会では原則毎月第1火曜日の定例会議終了後にプレス関係者の方々との定例の懇談会を開催しております。次回の12月6日が12月の開催日としての第1火曜日に当たりますので、定例会議終了後に原子力委員会委員長室にてプレス懇談会を開催したいと考えております。プレスの関係者の方におかれましては、ご参加いただければ幸いです。

以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。それではこれで終わります。どうもありがとうございました。

—了—